

退職所得に対する市県民税

退職所得に対する市県民税は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年に、その年の1月1日現在の住所地の市町村において課税されます。

分離課税の対象となる退職手当等は所得税の源泉徴収義務のある事業主の支払うものに限られ、所得税と併せて源泉徴収されます。そのため、退職者自身が直接納付書で市へ納めていたことはありません。

■退職所得に対する市県民税額は、次により計算します。

$$\begin{aligned} & (\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \\ & = \text{退職所得の金額}(1,000\text{円未満切捨て}) \end{aligned}$$

$$\textcircled{1} \text{ 市民税額} = \text{退職所得の金額} \times \text{所得割税率}(6\%)(100\text{円未満切捨て})$$

$$\textcircled{2} \text{ 県民税額} = \text{退職所得の金額} \times \text{所得割税率}(4\%)(100\text{円未満切捨て})$$

<ご注意>

○平成25年1月1日以降に支払を受けるべき退職手当等に対する市県民税額の計算については、税額の10%を減額する特例措置は適用されません。

○平成25年1月1日以降に支払を受けるべき退職手当等で、勤続年数5年以内の法人役員等に係るものに対する市県民税額の計算については、2分の1を乗じる措置は適用されません。

○令和4年1月1日以降に支払を受けるべき退職手当等で、勤続年数5年以内の法人役員等以外の人に係るものに対する市県民税額の計算については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分に対して、2分の1を乗じる措置は適用されません。

*法人役員等=法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員

■退職所得控除額は、次により計算します。

勤続年数が20年以下の場合	勤続年数が20年を超える場合
40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円)	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

*障害者になったことに直接起因して退職したと認められる場合は、上記の計算金額に100万円を加算した金額が退職所得控除額となります。